

事務連絡  
平成 18 年 3 月 6 日

関係都道府県及び政令指定都市  
建築指導担当課長 殿

## (株)東横インが運営するホテルにおける違反是正について

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐

平素より、建築行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、標記につきましては、平成 18 年 2 月 20 日付け国住指第 2967 号「(株)東横インが運営するホテルにおける建築基準法等違反への対処について」におきまして、その適切かつ厳正な対処をお願いしているところでありますが、これを徹底するため下記について対応をお願いします。

### 記

#### ○違反是正指導の徹底について

その後の貴行政庁と相手方との調整等により、是正完了予定時期の目途が立ってきている旨の報告をいただいたところですが、本年度内には是正が完了しないものが相当数に上る状況となっております。このため、時間の経過による社会の関心の低下や他の事象の発生等のため、本問題への対応が手薄になることが懸念されるところです。

つきましては、今後の確実な違反是正を担保する観点から、是正完了予定時期が 4 月以降とされている違反物件につきましては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項の規定又は高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、当該物件の管理者に対しまして、違反是正の措置を講じるよう命令していただけますようお願いいたします。

また、是正勧告、是正指導等において、是正期限が年度内とされている物件についても、当該期限までには是正されないものにつきましては、速やかに上記と同様に是正命令を行っていただけますようお願いいたします。